

中 国

国際協力部教官 亀卦川 健 一

第1 はじめに

日本と中国は地理的・歴史的に隣国として関係が深い。

法制度においては、7世紀から8世紀ころ、当時の中国（唐）から我が国は律令制度を学び、701年の大宝律令を初めとした成文法を制定し、その後、武家政治の下では慣習法が中心となって律令制度は形骸化した。法制度的には存続し1885年太政官制が廃止され内閣制に移行するまで我が国は律令国家であった。

19世紀から20世紀初頭、いち早く西欧法を取り入れ「近代化」を成し遂げた日本に対し、遅れて「近代化」に取り組んだ中国（清）は日清戦争（1894年～95年）後の「変法運動」において、京師大学堂（現在の北京大学）に、日本から岡田朝太郎（刑法）、松岡義正（民法）、小河滋次郎（監獄学）、志田鉀太郎（商法）といった学者を招き、各種法典の草案作成などを行い西欧の法制度を手本とした近代的法制度の構築を試みるが、辛亥革命によって失敗に終わった。

これは、もちろん現在の法整備支援とは全く異なるが、清政府の依頼を日本政府が受けて人選を行い、東京帝国大学教授であった岡田らを派遣し法典編纂や法曹養成教育に関わらせたことは、現在の法整備支援の手法に相通ずるものがあり、法整備支援のはしりと言えなくもないであろう。

このように法律面においても交流のあった中国から、2006年我が国に対して法整備支援の要請があり、2007年11月から「中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト」が開始された。

以下にプロジェクトの概要や今後の展望と課題などについて説明する。

なお本文中、意見にわたる部分は本職の個人的見解であることをあらかじめお断りしておく。

第2 民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトについて

1 プロジェクト開始までの経緯

(1) 中華人民共和国建国から90年代の「改革・開放」と法整備の関係

1949年10月1日に建国された中華人民共和国（以下「中国」という。）においては、54年憲法の下で、初期には劉少奇らを中心に法律の制定と法制の健全化、適法性（「すべての国家機関や公務員が法律に従って事を処理しなければならない」、「もつづくべき法がなくてはならない」、「法があれば必ずこれに従わなくてはならない」）の重視が掲げられたが、その後の毛沢東や四人組らによるプロレタリア階級文化大革命の中で「政策は法律の魂である」として政治優先の原則が主張され、法律の整備が遅れ長く社会の混乱と経済の低迷を招いた。

1978年3月5日の第5期全国人民代表大会（以下「全人代」という。）第1回会議において78年憲法が採択され、75年憲法と同様に共産党の指導・地位・役割を国家の中心と据えつつ、文革路線からの離脱と「四つの現代化（20世紀中に農業・工業・国防・科学技術を現代化し社会主義強国を築きあげること）」を目指すために「民主と法制」の再建強化がうたわれ、その路線を引き継ぐ82年憲法の下で刑事法を中心とした立法や経済の改革・開放が進められた。

しかし、都市と農村における経済的格差の拡大、インフレ、官吏の汚職など社会不正の増大をまねき、「民主と法制」も遅々として進まなかった。

こういった社会情勢に対して、民主化を求めて集まった市民に対して人民解放軍が武力弾圧を行うという第2次天安門事件（1989年6月3日）が発生し、一層経済・社会の停滞を招いたが、これに危機感を抱いた鄧小平による南巡講話（1992年1月18日～2月21日）を契機に「改革・開放」が再び加速化され、事実上、「市場経済」が90年代に導入されていくこととなった。

「改革・開放」「市場経済」の深化に伴い、90年代には、1991年4月民事訴訟法改正、96年3月刑事訴訟法改正、97年3月刑法改正、99年4月行政不服審査法改正などの改正や、93年12月会社法、94年5月国家賠償法、94年7月労働法、98年12月証券法などの制定が矢継ぎ早に行われた。

憲法も3度改正され、1999年第9期全人代第2回会議にて改正した憲法には「依法治国」という4字が挿入され、「中華人民共和国は法による国家管理を実行し、社会主義法治国家を建設する」と明確に規定されるにいたった。

なお、この改正の背景となった1997年9月の中国共産党第15期全国大会の政治報告において江沢民は、「依法治国」のための法整備が常に共産党の指導で行われるべきことや中国の「国情」から出発することを強調しており、法整備支援の視点からは、中国が単純に欧米や日本など外国の法制や国際標準を導入するつもりではないことに注意が必要であろう。

(2) 2001年WTO加盟に伴う法整備

中国は、高度経済成長の維持を目指して、一層の市場経済化や国際的相互依存の関係を高めるようになり、グローバリゼーションの流れの中で2001年12月11日に世界貿易機関（以下「WTO」という。）に加盟したが、それは加盟国との間に発生する紛争は原則としてWTOの紛争解決手続にしたがって処理されることを意味し、すべての加盟国に求められる「公平で合理的な司法審査」を保証するための国内法制の整備や司法改革が急務となった。

そのため、中国は、2010年を目途に社会主義市場経済における法システムの構築を国家目標として掲げ、WTO加盟議定書が要求する2010年までの段階的な市場開放に則した新規立法や既存法の改正作業を継続して実施する予定である。

また、中国では市場経済化に伴い、様々な民事紛争が激増しているにもかかわらず、現行の民事訴訟法は条文が簡略で司法解釈と呼ばれる最高人民法院の通達でこれを補

っていることや執行・保全制度が整備されていないことなど多くの問題点をかかえており、仲裁制度も含め広く民事紛争解決のための法整備が必要と考えられた。

そこで、第10期全人代常務委員会は2004年から2008年の任期内に作業が行われる立法計画76件を策定し、特に優先度の高い「今期の全人代で審議される法案」第一類59件の中に、民事訴訟法改正と仲裁法改正を位置づけ、殊に民事訴訟法については、90件もの議案を提出して全面的改正を求めるに至ったことから、全人代常務委員会法制工作委員会は、同議案において喫緊の改正課題とされた民事執行と再審手続についての部分改正を2007年に行い、さらにそれらを含めた全面改正を今後行うこととした。

(3) 日本への法整備支援要請から支援開始まで

このような状況の下、2006年6月、民商事法の立法を担当している全人代常務委員会法制工作委員会より、民事訴訟法及び仲裁法の改正について日本に対しJICAを通じて技術協力の要請がなされた。

中国は従前、GTZ（ドイツ）やUSAID（アメリカ）と民法や知的財産訴訟法の起草改正作業、法曹養成分野などで協力支援関係を築いているが、民事訴訟法についてこれらの国に支援を求めず、日本に要請をしてきたのは、中国には民事訴訟法について日本に留学経験を持つ者が少なからずおり、職権探知主義重視から当事者主義重視への転換を成功させた日本の体験が高く評価されていること、中国では法制工作委員会が全人代に法案を提出する際、必ず日本、アメリカ、ドイツの法制資料を添付する慣例になっていることに加え、日本の対ベトナム・カンボジア等過去の「押しつけでない対話型」方式を採る法整備支援の実績を中国が評価したためと推察された。

日本にとっても、多数の日本企業が中国に進出し、知的財産権侵害や労務管理など紛争が多発しながら、法律の不備とそれに伴ういわゆる「解釈」通達による行政的な裁判、裁判官の汚職、中央と地方の法意識の格差などのために予測困難な法的リスクを負っている現状は対中投資の障害の1つであり、国際標準に沿った透明性の高く公平で利用しやすい民事紛争解決制度、つまり不公正な裁判を行にくい仕組みを作ることは中国の裁判制度への信認の改善であり、対中経済協力計画（2001年10月閣議決定）において「改革開放支援」として「市場経済化の担い手である民間の活動を活発化させるために、経済活動を律する法制度の確立などガバナンス（良い統治）を支援する。」方針とも合致すると考えられた。

そこで、法務省は外務省、JICAと協議の上、三者は中国からの要請に対して積極的に対応していくことで合致し、2007年6月10日から20日までの日程で中国にJICA社会開発部（現公共政策部）、法務省民事局、法務総合研究所国際協力部、日本弁護士連合会の関係者からなる事前調査団を派遣した。

事前調査団は、全人代法制工作委員会民法室、最高人民法院、JETRO、本田技研工業、弁護士事務所、中国人民大学、GTZなどを訪問してヒアリングや協議を行い、その結果をもとに中国「民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト」を組み立て、同年11

月カウンターパートとなる全人代法制工作委员会と JICA との間で実施協議議事録 (R/D) が結ばれた。

2 プロジェクト概要

(1) カウンターパートとなる全人代法制工作委员会について

中国に対する「民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト」は、全国人民代表大会法制工作委员会をカウンターパートとしている。

そもそも中国においては、「あらゆる権力は人民に属する」という人民民主主義独裁と民主集中制が採られており、全国人民代表大会は最高国家権力機関であるとされる。

全人代は、国の立法権を行使し、憲法を改正し、憲法の実施を監督し、基本的法律とその他の法律を制定、改正する権限を持つ。

また、国の行政機関、裁判機関、検察機関、軍事機関の責任者を選出、決定するとともに罷免する権限を持ち、国の行政機関、裁判機関、検察機関、軍事機関その他の国家機関を監督し、それらの機関は全人代に対して監督され報告する義務を負っている。

国家権力は一体不可分であり、三権分立は採用されておらず、立法、行政、司法（裁判）、検察の四権分業体制が採られていることから司法権の独立といった概念は直ちに導き出されない。

全人大は定数 3,000 人で、省、自治区、直轄市、特別行政区、軍隊の選出した代表から構成されており、職業的政治家はいない。

その任期は一期 5 年であり、会議は年に 1 回 2 週間程度開催されるのが通例であるが、これでは十分な国家運営ができないので、全人代の常設機関として全国人民代表大会常務委員会がある。

常務委員会は、2 か月に 1 回程度開催され、全人代閉会中、代わって最高国家権力・立法権を行使する。

常務委員会は委員長、副委員長、秘書長、委員から構成され、全人代によって選出され、それに責任を負い、活動報告を行う職業的な政治家である。

常務委員会は全人代とほぼ同様の権限に加え、憲法・法律の解釈権、行政法規や地方法規の取消権、通常法律の立法権、全人代が制定した基本的法律の改正権まで有する強大な機関であり、その常務委員会において、事務機構として実際の法案起草などを行っているのが法制工作委员会であり、民事訴訟法などを担当するのが民法室である。

(2) プロジェクト目標・期間・成果・支援体制

本プロジェクトにおいては、「日本を含む国際的なルールとより調和的で効率的な民事訴訟制度・仲裁制度の整備が促進される。」ことをプロジェクト目標とし、さらに「中国において、公正かつ効率的で充実した審理に基づく迅速な民事紛争解決制度

が整備され、民事紛争の適正・円滑な解決が促進される。」ことを上位目標としている。

期間は 2007年11月1日から2010年10月31日までの3年間である。

成果としては、中国民事訴訟法及び仲裁法の改正論点について立法関係者が理解し、日中の知見が生かされた改正法案が起草されることが期待されており、中国民事訴訟法及び仲裁法の改正に資する日中の法令・規則及び裁判実務の比較検討や立法審議にかかる課題の検討を行うことを活動内容としている。

プロジェクトにおいては、本邦研修や現地セミナーを行うこととし、その活動を担うため、一橋大学大学院法学研究科教授上原敏夫委員長以下、民事訴訟法学者（なお、民事訴訟法学者のほとんどは、カンボジア民事訴訟法起草支援に携わった経験を有している。）、裁判官や弁護士などの実務家、法務省民事局付、国際協力部教官からなる合計12名の国内支援委員会を設置し、さらに2007年4月からJICA長期専門家として中国語に堪能な弁護士1名が北京に常駐し法制工作委員会民法室との連絡調整に当たってもらっている。

(3) 検討課題

中国民事訴訟や仲裁法の改正に資する日中の法令・規則及び仲裁実務の比較検討、立法審議にかかる課題の検討がプロジェクトで行われる予定であり、具体的には民事訴訟法については、主に民事執行・保全、再審、審級制度、少額訴訟、簡易手続、公益訴訟、証拠制度、争点整理手続等について、仲裁法については、仲裁委員会の独立性、臨時仲裁、仲裁協会の地位、仲裁合意、当事者・仲裁廷及び仲裁人の権利及び義務、仲裁人の倫理規則、仲裁裁定の執行・保全等についてがプロジェクトにおいて検討されるべき課題として全人代法制工作委員会民法室に対するヒアリングから浮かび上がっている。

中国においてなぜこのような論点が顕在化しているのかについてはここでは詳細は述べない（この点につき、「現代中国の民事裁判：小嶋明美著 成文堂」が詳しい。）が、これまでベトナムなどアジア諸国の法整備支援に携わってきた経験から感じることは、中国が現在、大陸法型の職権主義的な民事裁判運営から英米法型の当事者主義的民事裁判運営へのまさに過渡期であること、一般に社会主義国においては紛争を社会の矛盾としてとらえ判決よりも調停や和解・仲裁などの裁判外紛争解決手続にゆだねてきたため裁判手続が十分に発展してこなかったこと、刑事裁判と同じく真実発見的機能を民事裁判にも要求するくらいがあること、中央と地方の格差が大きく法律が存在しても周知徹底されにくいこと、裁判に行政や共産党の介入の余地があること、裁判所（裁判官）の能力が不十分で事件処理が追いつかないこと、判決を執行するための制度が十分でないことといった背景が改正課題にはあるだろうということである。

同時に、これらの背景や課題は日本が支援してきたアジア諸国に共通しており、なかには程度の差はあれ日本も明治以降、現代に至るどこかで解決を図ってきた問題も

含まれており、それゆえに日本が支援を行う意味があると思われる。

3 プロジェクト進ちょく状況

- (1) 第1回国別研修実施：2007年11月12日から同月21日まで
全人代法制工作委员会民法室から5名，最高人民法院から3名を招へい
主として日本民訴第1審公判手続や96年改正についての講義や東京地方裁判所見学など
- (2) 現地セミナー実施：2008年3月23日から同月29日まで
短期専門家5名を北京に派遣
- (3) 第2回国別研修実施：2008年5月18日から同月31日まで
全人大法制工作委员会民法室から6名，國務院から1名，最高人民法院から1名，
中国国際經濟貿易仲裁機關（CIETAC）から1名を招へい
主として日本の民事執行法・民事保全法，仲裁法についての講義や奈良地方裁判所見学など
- (4) 第3回国別研修実施：2008年11月5日から同月15日まで
全人代法制工作委员会弁公室から2名，同民法室から5名，最高人民法院から2名，
地方人民大会法制工作委员会から1名を招へい
主として日本民訴控訴・上告・再審手続についての講義や拳証責任の轉換についての座談会，大阪高等裁判所見学など
- (5) 研修の工夫など

中国については、国際協力部が実施する他のアジア諸国と比べ研修員のレベルが高く、日本への留学経験者もいるため、民事訴訟法，民事執行法，民事保全法，民事調停法，仲裁法など日本法令を中国語訳して交付し，あらかじめ条文などを熟読してもらった上で日本に招へいしている。

本邦研修に際しては、事前に長期専門家を介して中国側の関心事項や質問事項，その背景や趣旨を説明したメモの提示を受け，講義の組立ての参考にしている。

メモの質問については、長期専門家や当部教官が回答を作成し，支援委員会委員の確認修正を受けた上で中国側に「初歩的的回答」として研修前に手交した上で，さらに高度な知識について本邦研修時に講師となる支援委員会委員から講義を行っている。

中国側から提出される質問事項には中国の独自の事情を反映しているものも少なからず含まれており，質問の意図の把握が重要であることから，第3回国別研修からは在日中国人の日本民訴法研究者に研修に参加してもらい中国側と日本側の理解の橋渡しを現地専門家とともにしてもらって研修の充実を図っている。

例えば，中国側からは，質問事項として「当事者が控訴又は上告を提起した後，原判決の効力はどうなるのか？ 控訴裁判所又は上告裁判所が新たな判決を下す前に，原判決の執行を求めることはできるのか？」という質問とその質問の趣旨として「中国の民事訴訟法では，一審判決は上訴期間が満了し，当事者が上訴を申し立てていな

い場合に発効し、二審判決は出された時に発効すると規定している。日本の民事訴訟法は判決の発効時期に関して中国の民事訴訟法の規定と異なっていると思われる。日本では、当事者が控訴、上告を申し立てた後、原判決の効力をどのように理解するのかを知りたい。」という説明を受け、これについて、在日中国人の日本民訴法研究者から、「中国の民事訴訟法では、訴え提起後終局判決が出るまでの間に、権利義務関係が明白で迅速な権利の満足が必要とされる特定の事件（例えば扶養料請求事件）について適用される事前執行制度があるものの、日本の仮執行宣言制度のような制度は存在しない。しかし、実務では、勝訴者の早期の満足を阻止することをねらいとする上訴権の濫用現象が深刻である。そこで、諸外国法を参照して、仮執行宣言制度を作るべきと主張する見解が有力である（特に裁判所サイド）。日本法における仮執行宣言制度のほかに、上訴権の濫用による上訴の不適法・制裁としての金銭納付命令制度についても紹介する必要がある。」といった背景説明をしてもらうことで、中国側の問題意識とその背景を講師がより正確に把握し適切な講義を行うことができると考えている。

また、研修後には、日本における研修について全人代などへの提出用に作成された報告書について日本側へも交付を受け、長期専門家がこれを翻訳して支援委員会に提出することで研修内容の理解度の確認など次回本邦研修の内容の組立てに役立っている。

第3 中国に対する今後の法整備支援の展望と課題

1 今後の活動予定

民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトについては来年度以降も、年1回～2回程度の本邦研修、現地セミナー、長期専門家の助言活動などを通じて中国の民事訴訟法・仲裁法の改正を支援していく予定である。

その際、研修などを充実させるためには日中双方の努力と創意工夫が必要であることはいままでもなく、特に双方が相手国の法制度について理解を深めていくことが重要であると考えられる。

そこで、本プロジェクト外ではあるが、法務総合研究所が主体となって、中国全人代法制工作委員会民法室が編集した民事訴訟法逐条解説につき、上原委員長や中国の民事訴訟法学者に依頼し日本語訳するなどの調査委託研究を行っており、その成果は今後のプロジェクトにも反映させる予定である。

また、本プロジェクト内では、日本の執行・保全や民事訴訟法に関する一般的な通説・判例を紹介するような内容の教科書や専門書の中国語訳も予定している。

これらは、プロジェクトの遂行に当たって、日本側が中国民事訴訟法についての理解を深め日本民事訴訟法との異同を念頭に本邦研修を組み立てられるようにし、他方、中国側には本邦研修でより効果的に効率よく学んでもらうためのいわば予習自習の道具として有効であると考えている。

2 課題など

中国は、当部が行っている法整備支援の対象国である他のアジア諸国と異なり、発展途上国でありながら世界有数の大国であり、法律についてもその内容や運用面での不十分さはあるとしても WTO 加盟を契機に市場経済に必要な法律は一通り有している上、カウンターパートとなる全人代法制工作委员会民法室のメンバーは、十分な起草経験や能力を有している。

このため、中国自身、「援助」や「支援」といった形態ではなく、対等な「交流」や「意見交換」を望む意識が強い。

また中国では官尊民卑の風潮か、在野の民事訴訟法学者よりも法制工作委员会民法室が立法を担っているという自負心が強く（実際は立法において学者が起草やパブリックコメントに関与している。）、日本の法制審議会のような学者が重要な役割を担う形式を採っていないため、日本の民事局など官僚との対等な「交流」にこだわる傾向がある。

3回の本邦研修を通じて中国側に、日本における学者の優秀さや役割の重要性については相当理解してもらったと考えるが今後も、日本の法整備支援が多くの学者のボランティア的活動に支えられていることは強調していく必要がある。

また、逆に日本側からみれば、中国に対してそもそも ODA を使った援助を行う必要があるのかという議論もあろう。

この点たしかに箱物的な ODA はその役割を終えたといえるが、人権や法の支配などいわゆる「グッド・ガバナンス」の到達度という目からみれば中国にはまだまだ改善されるべき点があり、健全な市場経済の発展のために信頼できる司法制度が確立されることは我が国の安全や発展にも影響が大きいことから、中国に対するソフト的な ODA としての法整備支援は今後も重要であると思われる。

その際、もちろん中国側のオーナーシップは尊重されるべきだが、日本自身、大陸法と英米法を調和させてきた経験や過去の法整備支援の経験に照らして、隣国として必要な助言を積極的に行うべきである。

そうでなければ上記の研修の効果や効率を図るために行っている法令や資料の翻訳も、中国側の手足として単に日本側が費用を負担して提供したといういわば「便利な道具」にすぎなかったことになってしまう危惧がある。

これに関して、目指す改正の方向や現在中国がかかえる問題点などの情報について、いまだ中国側から十分な提供を受けているとは言い難いが、中国には国家機密法があり過去に法律の草案をドナーに提示したことをもって処罰された事例があると側聞しており、その特殊な国情やプロジェクトが開始されてまだ1年で長い人的関係を持つベトナムやカンボジアと単純に比較することはできないことを考慮しつつも、今後、信頼関係を築く中で、そういった情報提供を受けていくことが的確な助言を行う上で必要であり課題であろう。

その点、事前調査団の訪中時には長期専門家の役割について疑問を示していた全人代法制工作委员会が、現在はその役割を理解し、長期専門家の活動に謝意を述べているこ

とは信頼関係の醸成の上で明るい材料であり、今後のますますの活躍に期待したい。

また、中国においては、政策の重要性順位がよく変動するため、どこまでこれに柔軟に対応するかということが今後も検討が必要である。

第11期全人代常務委員会立法計画（5か年計画）は2008年10月29日に公表されたが、同計画には64件の法律（新規及び改正案）が含まれており、そのうち、今期内（2008年3月～2013年3月）に審議されることが予定される「第1類」に分類されるものが49件、まず起草を検討し、機が熟した段階で審議に入ることが予定される「第2類」に分類されるものが15件となっており、民事訴訟法については「第1類」に分類されており最優先事項であることが確認されたが、仲裁法については計画から落とされている。

この点につき法制工作委員会民法室からは仲裁法について内部における検討は続けるものであること、また立法計画も途中で変更があることから、仲裁法について日本の支援を要請する姿勢に変化は無い旨伝えられてはいるものの、プロジェクト進行上は投入の効率性も考慮しつつ、支援内容の優先順位を考える必要があるだろう。

第4 おわりに

上記法整備支援以外に国際協力部が中国に関与する業務として、日中民商事法セミナーがあるので最後に簡単に紹介する。

日中民商事法セミナーは、当部の法整備支援における重要なパートナーである財団法人国際民商事法センターと日本側では当部、中国側では国務院国家発展改革委員会が共催あるいは後援しJETROも協力して、1996年以降、年1回、日本と中国で交互に開催している。

セミナーには、日中両国の学者、企業家、弁護士、関係省庁公務員などが多数参加し、年度ごとのテーマについて研究の成果を発表し、討論を行うといった活動をしている。

テーマについては、例えば、中国のWTO加盟に伴う法制面での影響とその対応（2004年度）、企業の合併・買収等企業結合に関する日中法制度の実態比較及び今後の課題（2005年度）、資源の効率的利用・省エネ・環境保全に及ぶ「資源が循環する社会」を促す日本の法律制度とその実際の運用（2006年度）、中国物権法の制定と外国資本の経済活動への影響（2007年度）、①カルテル規制のあり方②市場支配的地位の濫用規制と合併のあり方③事件審査手法その他の法執行のあり方（2008年度）など時宜に応じたテーマが選定されている。

セミナーの内容については国際民商事法センターの機関誌（ICCLC）の頒布を通じて同センター会員の企業などに広報し、好評を博している。

法整備支援や日中民商事法セミナーを通じて感じることは、グローバル化は経済のみならず法律の世界においても進んでおり、こういった研究・協力・交流関係は今後も日中両国の間でますます盛んになっていくであろうし、またそれが望ましいということである。

中国法整備支援等時系列表

平成20年12月末日現在

出		来	事
1921年	7月		中国共産党創立
1949年	10月		中華人民共和国成立
1954年	9月		第1期全国人民代表大会第1回会議で憲法採択（「1954年憲法」）
1972年	9月		日中共同声明
1975年	1月		第4期全国人民代表大会第1回会議で憲法採択（「1975年憲法」）
1978年	3月		第5期全国人民代表大会第1回会議で憲法採択（「1978年憲法」）
	8月		日中平和友好条約
1982年	3月		第5期全国人民代表大会第20回会議で、「中華人民共和國民事訴訟法（試案）」採択
	12月		第5期全国人民代表大会第5回会議で憲法採択（「依法治国」の4字挿入）（「1982年憲法」）
1989年	6月		第2次天安門事件
1991年	4月		第7期全国人民代表大会第4回会議で、「中華人民共和國民事訴訟法」採択
1992年	12月		鄧小平による南巡講話（改革開放路線加速）
1996年	11月		第1回日中民商事法セミナー（東京） （財団主催，法総研後援）
1997年	10月		第2回日中民商事法セミナー（北京） （国家経済体制改革委員会・財団共催，法総研後援）
1998年	11月		第3回日中民商事法セミナー（東京） （財団主催，法総研後援）
	11月		平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する日中共同宣言
1999年	6月		第4回日中民商事法セミナー（中国） （國務院経済体制改革弁公室・財団共催，法総研後援）
2000年	11月		第5回日中民商事法セミナー（東京） （財団主催，法総研後援）
2001年	9月		第6回日中民商事法セミナー（北京） （國務院経済体制改革弁公室・財団共催，法総研後援）
	10月		日本政府，対中国経済協力計画作成
	12月		中国，WTO加盟
2002年	9月		第7回日中民商事法セミナー（東京・大阪） （財団・法総研共催，國務院経済体制改革弁公室・国家経済貿易委員会協力）
2003年	11月		第8回日中民商事法セミナー（東京・大阪） （財団・JETRO・法総研共催，國務院国家発展改革委員会協力）
2004年	9月		第9回日中民商事法セミナー（北京） （國務院国家発展改革委員会・財団・法総研共催）
	10月		中国知財実務専門家招へい （日中知的財産権及び中国基本法制研究）（～12/22）（法総研）
	12月		中国知財実務専門家 公開講演会「日中知的財産法制度の比較と展望」（法総研・財団共催）
2005年	9月		第10回日中民商事法セミナー（東京・大阪） （財団・JETRO・法総研共催，國務院国家発展改革委員会（政策法規司）協力）
2006年	6月		中国政府 技術協力要請
	9月		第11回日中民商事法セミナー（北京） （國務院国家発展改革委員会・財団・法総研共催）
2007年	6月		プロジェクト事前評価調査団派遣
	9月		第12回日中民商事法セミナー（東京・大阪） （財団・JETRO・法総研共催，國務院国家発展改革委員会協力）
	10月		第10期全国人民代表大会第30回会議で，改正民事訴訟法採択
	11月		全国人民代表大会法制工作委员会・JICA間でRecord of Discussion(R/D)締結 （中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト）（3年間）
	11月		第1回本邦研修
	11月		プロジェクト国内支援委員会設置
2008年	1月		国内支援委員会第1回研究会開催（以後，3か月に1回程度開催）
	3月		現地セミナー（北京）
	4月		JICA長期専門家1名（弁護士）派遣（2年間）
	5月		第2回本邦研修
	10月		第13回日中民商事法セミナー（北京） （國務院国家発展改革委員会・財団・法総研共催）
	11月		第3回本邦研修